

「平成 29 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（案）」に対する意見

2018 年 5 月  
一般社団法人 新経済連盟

弊連盟は、公益法人の収支相償原則について、その制度自体の存在及びその運用の厳格さにより、公益法人の中長期的・弾力的な運営を困難にしている（また、そのため、公益法人等による中長期的な社会的事業の支援（ベンチャー・フィランソロピー）の実施を困難にしている）との認識から、これまでの弊連盟の提言（2016.4.28、2017.4.27）や規制改革ホットライン提案において、繰り返しその見直しの必要性等を指摘してきたところである。

今回の「平成 29 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（案）」（以下「検討結果案」という。）においては、特定費用準備資金を活用するための要件について、従来に比べより明確化する方向での検討がなされるとともに、これまで特定費用準備資金を活用できなかった特定の場合についても新たに同資金を活用できることとしており、その姿勢については評価したい。

しかしながら、収支相償原則及び特定費用準備資金の活用については、以下のとおり更なる改善の余地があると考えており、更なる見直し・検討を求める。

#### 1. 特定費用準備資金を活用するための要件の根本的明確化について

検討結果案では、従来「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）」において示されていた、「将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金（基金）については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや限度額の見積りが可能などの要件を満たす限りで特定費用準備資金を用いることができます」との記述に関し、このような場合における同資金への最長積立可能期間が明示されたものの（検討結果案別添 1 の[2]①）、それ以外にどのような明確化が図られたかがはっきりしない。

例えば、別添 1 の[1]及び[2]①に整理して示されている、「その目的について具体的な説明がある」、「その規模が個別具体的な計画により示されるとともに、目的に対する必要資金の合理的な説明に基づき積立限度額が明示されている」といった要件は、具体的にどのような場合にこれらを満たすのか依然として明らかではない。

#### 2. 特定費用準備資金の弾力化について

今回の検討結果案により、「将来的に収入の安定性が損なわれるおそれがあり、専ら法人の責に帰すことができない場合」には、一定の要件を満たせば、新たに特定費用準備資金が

活用することができることとされている。

これについて、従来から同資金を活用できる場合とされていた「将来の収入の減少が確実に見込まれる場合」と比較すると、後者には「確実」という文言が含まれるものの、それを除き、前者は後者に包含されるようにも見えることから、両者が具体的にどのような関係にあるのかが分かりにくく、具体的にどのように弾力化が図られたかがはっきりしない。

また、具体的にどのような場合に「専ら法人の責に帰すことができない」とみなされるかに関しては、例示として「政策変更により補助金が削減される見込みが高くなった場合」が示されているが、例えば、金利低下等により、金融資産から生じる果実（利子や配当）が減少する見込みが生じた場合にはどうなるのか等、明らかではない。

### 3. 具体的事例等の提示の必要性について

上記1及び2で指摘した問題の背景には、今回の検討が具体的な事例等に基づいていないことがあるようにも推察される。上記のとおり、今回の検討結果案でも、特定費用準備資金の活用が可能な場合や、それに関連する諸要件は依然として不明確なままであり、更なる同資金の活用に向けては、弊連盟の過去の規制改革ホットライン提案でも述べているとおり、具体的な事例等を含めたガイド等の作成・周知が不可欠であると考えられる。

### 4. 収支相償原則の抜本的な見直し

なお、今回の検討結果案は、いずれも収支相償原則の存在を前提とした特定費用準備資金の活用についてのものであるが、弊連盟が過去の提言（2017.4.27）で提案しているように、事前規制的手法から事後規制的手法への抜本的な見直しが必要であると考えており、この点についても検討されたい。

以上